

# 議会改革推進会議会議録

平成30年2月20日

亀山市議会

## 議会改革推進会議会議録

- 1 開催日時 平成30年2月20日(火) 午前10時50分～午前11時01分
- 2 開催場所 議場
- 3 出席議員  
会 長 西川憲行  
副 会 長 岡本公秀  
今岡翔平 高島真 新 秀隆  
尾崎邦洋 福沢美由紀 森 美和子  
鈴木達夫 伊藤彦太郎 宮崎勝郎  
前田耕一 中村嘉孝 前田 稔  
服部孝規 小坂直親 櫻井清蔵
- 4 欠席議員 なし
- 5 事務局 事務局 長 草川博昭 議事調査室長 渡邊靖文  
水越いづみ 村主健太郎
- 6 案 件 1. 議会改革の取り組みの報告について  
2. その他
- 7 経 過 次のとおり

午前10時50分 開会

○会長（西川憲行君） ただいまから議会改革推進会議を開会いたします。

議会改革の取り組みの報告についてですが、本日の議題は検討課題27、新たな議決項目の必要性について検討ということで、現在議会基本条例第13条、議会の議決事件においては、亀山市総合計画条例第2条第3号に規定する基本計画のみが規定されております。それに加えて議決事件とすべき計画について、議会改革推進会議検討部会で検討を重ね、都市マスタープランを議決事件とすることを確認いただきましたので、改めて本日、推進会議の場で議員全員にてご確認いただきたいと思っております。

それでは事務局より内容について説明いたさせます。

事務局、お願いします。

○議会事務局員（水越いづみ君） 現在、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事件として、議会基本条例では、総合計画の基本計画を位置づけています。一方、議会改革推進会議検討部会では、議決を要しない各種分野別計画への議会の関与について検討を重ね、平成28年から各種分野別計画については、パブリックコメントを実施する計画について、中間案と最終のパブコメ案の2回関与し、それぞれに意見を提出しています。

そのような中、各種分野別計画の中にも非常に重要なものがあることから、議会基本条例の議決事件の追加について議論してきました。

議論の過程では、昨年全議員に対し議決事件に追加すべきと思われる計画について、アンケートを実施いたしました。その結果、都市マスタープランにつきましては、過半数の議員から議決事件とすべきであるとの回答を得たところであります。そこで、新たな都市マスタープランは平成31年3月に策定されますことから、議決事件の追加については、これからも部会での議論は継続となりますが、まずは過半数の賛同がありました都市マスタープランを議決事件とすることが、1月17日開催の検討部会で確認されました。本日、この推進会議において、都市マスタープランを議決事件とすることを決定いただきましたら、3月定例会閉会日に、議会基本条例の一部改正を議会運営委員会提出議案として提案していただく予定でございます。

一部改正の内容につきましては、お手元の資料1、亀山市議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんください。

現在、議会の議決事件としましては、右側の改正前のおり、総合計画の基本計画が規定されているのみでございますが、これに都市マスタープランを追加するというので、2つの計画を規定するため、左側の改正後のように号立てとして、1号に基本計画、2号に都市マスタープランとさせていただきます。これにより、今後他の計画も追加する場合がありますら、3号4号と追加していくものでございます。

具体的には、まず前段を法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次に掲げる計画又は方針の策定、変更又は廃止とするとし、各号では計画の定義を明確にするものでございます。なお、1号は、改正前のおり亀山市総合計画条例第2条第3号に規定する基本計画としておりますが、2号の都市マスタープランは、都市計画法では資料の中段に記載のおり、都市計画に関する基本的な方針としていることから、法の規定をそのまま引用した内容とするため、都市計画法第18条の2第1項の規定により定める都市計画に関する基本的な方針としております。以上でございます。

○会長（西川憲行君） 以上で説明は終わりました。

このことについて、確認等がございましたら順次発言をお願いいたします。

鈴木議員。

○議員（鈴木達夫君） 確認なんですけれども、あくまでもこの都市計画法の18条の2ですね、この法に基づいて、あるいは準拠して改正したんじゃないかと、いわゆる議会の判断で分野別計画の中で重要な計画があるんじゃないかという議論の中で、この都市マスタープランが重要であるからという判断をしたという認識でよろしいでしょうか。法に基づいたんじゃないと、準拠したんじゃないと。

○会長（西川憲行君） 服部部会長。

○議員（服部孝規君） ご指摘のとおり、この市町村に権限があるということで考えたというよりは、都市計画というものの重大さを考えた上で、これを議決事件にすべきだという検討部会の中での議論を通じて決定をしたということでございます。

○会長（西川憲行君） 鈴木議員。

○議員（鈴木達夫君） ありがとうございます。

もう一つ、分野別計画等の中で、この都市マスタープランのほかに、これあたりも議決を要すべき計画等、候補があったかどうか。

○会長（西川憲行君） 服部部会長。

○議員（服部孝規君） 確かにありました。ただここで一番議論になったのは、どういう基準でもって議決事件に入れるか、入れないかという、その辺のところの議論をしたんですけれども、なかなかこれという物差しが見つかりませんでした。その中で、1つは、都市マスタープランについては、先ほども報告ありましたように、議員のアンケートで過半数の議員がこれは入れるべきだという意向を示したということがあって、とりあえずこれはもう大きな根拠になるであろうということで、とりあえずこの都市マスタープランについては、議員の過半数がいわゆる議決事件にすべきだという意向を示しているということを根拠に、今回は上げさせていただきました。

それ以外については、まだまだほかにもいろんな意見があります。それは、やっぱり今後必要性も出てくるだろうと思いますので、検討部会の中でどういうふうに整理をしていくか、何を根拠に上げる、上げないを判断するのか。こういう問題についても議論を詰めて決めていきたいなということで、今議論中であります。

○議員（鈴木達夫君） ご苦労さまでした。ありがとうございました。

○会長（西川憲行君） ほかにございますか。

宮崎議員。

○議員（宮崎勝郎君） 鈴木議員と同じになるかわからんけど、今、服部部会長の答弁で大体わかったんですが、今回の場合は都市マスのみということで、さらにほかのものについては検討ということで、これはもう時期的にも早いほうがいいんじゃないかというふうに私は考えます。今後十分また検討いただけたら。

○会長（西川憲行君） 服部部会長。

○議員（服部孝規君） 都市マスタープランは、平成30年度に完成をするということもありますので、これは何としても我々の任期中に結論を出さなきゃならないということで、今回上げさせていただきました。それ以外のものについては、もう残り任期が少なくなっておりますので、検討は続けていき

ますけれども、多分結論を得るのは難しいだろうと。多分、来期以降の検討部会のほうに委ねることになるのではないかというふうに考えております。

○会長（西川憲行君） よろしいですか。

櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） 議決案件にした場合、提出者はどういう形になるのかな、これって。議案提出者は。

○会長（西川憲行君） 議案提出については、先ほど説明がありましたように、議会基本条例の議決事件に追加することとしまして、議会運営委員会提出議案として提案していただきたいと思っております。

櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） 全部もう議運が提出すると。総務も教民も産建も関係なしに。

○会長（西川憲行君） この都市マスタープランの担当委員会は産業建設委員会になりますけれども、これは議会基本条例の議決事件ということで、議会運営委員会のほうから提出をお願いします。

ほかにございますか。よろしいですか。

（発言する者なし）

○会長（西川憲行君） なければ、検討課題27、新たな議決項目の必要性について検討については、ただいまの説明のとおり都市マスタープランを議会基本条例の議決事件に追加させていただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（西川憲行君） それでは、新たに都市マスタープランを議会基本条例の議決事件に追加することとして、条例の一部改正については、閉会日に議会運営委員会提出議案として提案していただきます。

次にその他の項でございます。

ほかになにかございますでしょうか。

（発言する者なし）

○会長（西川憲行君） なければ、以上で議会改革推進会議を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午前11時01分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 30 年 2 月 20 日

会長 西川 憲行